

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内 容 に よ る 分 類	役 務 仕 様 書	
	性 質 に よ る 分 類	共 通 仕 様 書	
物品番号		仕様書番号	佐渡LPS-V-00006-3
品 名 又は 件 名	現地外注整備共通仕様書 (市販型車両)	承認年月日	平成31年3月31日
		作成年月日	平成31年3月31日
		改正年月日	令和4年3月25日
			令和6年2月16日
		作成部隊名	基地業務小隊管理班

1 総則

1.1 適用範囲

- (1) この仕様書は、佐渡分屯基地が行う市販型車両の現地外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。
- (2) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容とが相違する場合は、個別仕様書に規定する内容を優先する。

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

(1) 参考文書

この仕様書に規定した事項の参考となる文書及び図書をいう。

(2) 個別TO等

次のものをいう。

(a) 車両等に適用する技術指令書 (J. T. O)

(b) 製造会社取扱説明書等 (製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。)

(3) 車両等

航空自衛隊車両等整備基準 (J. T. O. 00-10-9) (以下、「整備基準」という。)の第1-1表に示す車両をいう。

(4) 道路運送車両法適用車両

道路運送車両法 (以下、「車両法」という。)の規定が適用される車両等をいう。

(5) 道路運送車両法適用除外車両

自衛隊の使用する自動車に関する訓令 (以下、「訓令」という。)の適用を受ける車両等をいう。

(6) 修理不能

次のものをいう。

品名又は件名	現地外注整備共通仕様書（市販型車両）
--------	--------------------

- (a) 修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）、役務費及び梱包輸送費を含む総費用が新品取得価格の65%以上になる場合
- (b) 特に官側が示した場合
- (7) 監督

契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。
- (8) 検査

契約に基づき整備された車両等の品質及び数量、性能等が当該契約上の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。
- (9) F A I N E S

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会の運営する整備関連情報を閲覧可能なシステムをいう。
- (10) 自動車整備標準作業点数表

整備振興会が各自動車製造会社における車種別の定期点検及び一般整備の標準作業点数を示したものをいう。

1.3 引用文書

引用文書は次のとおりとし、この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路運送車両法施行令（昭和26年政令第254号）
- (3) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）
- (4) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- (5) 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）
- (6) 自動車の点検及び整備に関する手引き（平成12年運輸省告示第162号）
- (7) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）
- (8) 航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）
- (9) 航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）
- (10) 航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令（J. T. O. 00-20B-6）
- (11) 車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）
- (12) 車両等検査要領（J. T. O. 36-1-6）
- (13) 車両等の防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）
- (14) 車両等用タイヤの使用及び整備（J. T. O. 36Y32-1-51）
- (15) 個別T O 等
- (16) 航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）
- (17) 航空自衛隊装備品等共通整備基準（J. T. O. 00-10-1）
- (18) クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）

品名又は件名	現地外注整備共通仕様書（市販型車両）
--------	--------------------

2 役務に関する要求

2.1 一般事項

この仕様書に示された引用文書に基づき、車両等の特性及び状態を考慮し、整備資源、整備作業点数等を経済的かつ効率的に使用して整備作業を行わなければならない。なお、整備工数等については、F A I N E S 又は自動車整備標準作業点数表を基準とし、設定する。

2.2 整備作業の種類及び内容

整備作業の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 定期点検

定期点検は、道路運送車両法第 48 条に基づく定期点検（3 か月、6 か月、12 か月、24 か月）とし、自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引きに基づき目視点検、機能点検、又は計測等の作業を行い、規定の性能を発揮するために個別 T O 等で定められている定期交換部品等の交換作業を実施し、点検の結果を自動車点検基準に定められた点検整備記録簿に記録する。

(2) 定期検査

定期検査は、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）で定める I 検査及び M 検査（保安検査受検年度の M 検査をⓂ検査）とし、引用文書で定める整備基準に基づき、車両等の全体について十分かつ精密に状態を調査確認する作業であって、規定の性能を発揮するために個別 T O 等で定められている定期交換部品等の交換作業を実施し、検査の結果を引用文書で定められた車両等作業用紙に記入する。

(3) 分解検査

分解検査は、定期点検及び定期検査の結果判明した要修理箇所を整備するため必要な単位に分解することとする。また、分解した部品は引用文書に示す整備基準に基づき、目視点検、機能点検、計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理方法及び交換を要する部品、構成品、（以下「部品等」という。）を判定する。なお、分解した部品等は、交換を要する部品等を除き、必要な清浄度を保持するための処置を行う。

(4) クレーン点検

クレーン点検は、クレーン等安全規則で規定されている定期自主検査を行う。

(5) 修理等

修理等は、要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するための作業を行うものとする。

(6) 塗装等

個別仕様書で特に指定する場合を除き、車両の防錆、塗装及び標識は、引用文書に基づき実施するものとする。

(7) その他

その他とは、個別仕様書で規定する部位及び内容の作業を臨時又は特別に実施する。

品名又は件名	現地外注整備共通仕様書（市販型車両）
--------	--------------------

(8) 見積もり

見積もりとは、官側からの依頼に応じて、定期点検及び定期検査の実施前に、車両等の状態を契約相手方が確認する。

2.3 作業の中止

次に示す場合は作業を一時中止し、監督官に申し出る。

- (1) 車両等を修復するため、この仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合
- (2) 車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合

2.4 車両等部品及び材料

車両等部品及び材料については、次のとおりとする。

- (1) 整備作業に必要な車両等部品及び材料は、個別仕様書で規定したものを除き、契約相手方において準備する。
- (2) 車両等部品は、原則として製造会社の純正部品とし、割引率は別表第6による。
- (3) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。

2.5 機能及び性能

車両等の機能及び性能は、道路運送車両法の保安基準又は自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準、自動車点検基準、クレーン安全規則及び個別TO等に適合しなければならない。なお、個別仕様書に他の規定がある場合は、当該個別仕様書の規定に従うものとする。

2.6 保証

保証については次のとおりとする。

- (1) 車両等の引渡し後から引取りまでの間の保証責任は、契約相手方の責任とする。
- (2) 契約期間中における契約相手方の過失その他により生じた損害は、全て契約相手方の責任とする。

3 その他の指示

3.1 官給品

官給品は次のとおりとし、原則として官給を受けなければならない。

- (1) ブレーキオイル（物品番号：9150-008-9858-5）
- (2) ベ어링グリス（物品番号：9150-001-9454-5）
- (3) 車両用防錆塗料等（部品番号：V9240-0039）
- (4) その他、個別仕様書で官側が指定するもの

3.2 付属品及び予備品

付属品及び予備品の整備は、個別仕様書で特に規定する場合を除き、原則として整備の対象外とする。

品名又は件名	現地外注整備共通仕様書（市販型車両）
--------	--------------------

3.3 計測器及び試験装置

車両等が要求事項に合致していることを確認するために使用する計測器及び試験装置等は、道路運送車両法及び関係法規の基準に適合し、規定の性能が維持されていなければならない。

3.4 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の各号について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

- (1) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- (2) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

3.5 補給の手続き

補給の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 契約相手方施設への車両等の搬出入は、官側が行う。
- (2) 交換した旧部品の返納処置は、監督官の指示による。

3.6 外注整備計画

外注整備計画は、次のとおりとする。

- (1) 年度外注整備計画（別表第1）
- (2) 車両搬入予定表（別表第2）

3.7 整備点数

整備点数は、F A I N E S 又は自動車整備標準作業点数表（日本自動車整備商工組合連合会発行）を根拠とし、定期点検及び定期検査は、年度外注整備点数表（別表第3、別表第4、別表第5）によるものとする。

3.8 監督及び検査

監督及び検査は、引用文書による他、契約担当官等の定める実施要領により実施する。
検査は、佐渡分屯基地にて実施する。

3.9 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取り扱い、公害の発生する恐れのあるものの取り扱い、並びにその他作業事故を生起し易い作業について、法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

3.10 仕様書の疑義

この仕様書について、疑義を生じた場合は、監督官及び契約担当官と協議する。

2025年度外注整備計画

項	車 種	車 番	1／4				2／4				3／4				4／4				車検有効期限	備 考
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
1	業務車3号(4×4)	新潟301さ3872													24				8.2.27	
2	業務車4号(4×4)	新潟200さ1548		3		3			3			12							8.2.11	
3	小型塵芥収集車(4×4)	新潟800す8925					6						12						8.2.21	
4	業務車1号(4×4)	45-1123			M						I								8.6.30	
5	トラック1/4t4×4小型業務車	45-3713							M								I		8.10.31	
6	トラック1/4t4×4小型業務車	45-3954							M								I		8.10.31	
7	1. 1/2tトラック	46-1155										I							7.7.31	
8	1. 1/2tトラック	46-1183					M					I							8.7.31	
9	給食運搬車2号	46-2347										I							7.7.31	
10	トラック2. 1/2t4×4カーゴ	46-6429															I		7.9.30	
11	トラック2. 1/2t4×4カーゴ	46-6504			M						I								8.6.30	
12	トラック2. 1/2t4×4カーゴ (2tクレーン付)	46-9569															I		7.9.30	
13	トラック4×4ダンプ	47-2395															I		7.9.30	
14	サイト用人員輸送車(4×4)	48-0190															I		7.9.30	
15	サイト用人員輸送車(4×4)	48-0191															I		7.9.30	
16	サイト用人員輸送車(4×4)	48-0192									I								7.6.30	
17	サイト用人員輸送車(4×4)	48-0193										I							7.7.31	
18	大型救急車(4×4)	48-3113							I								M		9.3.	

注：IはI検査整備 MはM検査整備 ㊟は保安検査整備
クレーン付車両は、クレーン性能検査を含む

[illegible]

2025年度外注整備点数表

別表第3

道路運送車両法適用車両

項	車 種	車 番	定期点検			
			3ヶ月点検	6ヶ月点検	12ヶ月点検 (付加作業含む)	24ヶ月点検 (付加作業含む)
1	業務車3号(4×4)	新潟301さ3872				7.2
2	業務車4号(4×4)	新潟200さ1548	2.8(3回)		11.4	
3	小型塵芥収集車(4×4)	新潟800す8925		3.3	16.9	

小計 47.2

道路運送車両法適用除外車両

項	車 種	車 番	定期検査		
			I 検査	M検査 (クレーン点検含む)	㊟検査 (付加作業等含む)
1	業務車1号(4×4)	45-1123	2.2	5.4	
2	トラック1/4t4×4小型業務車	45-3713	2.9	6.8	
3	トラック1/4t4×4小型業務車	45-3954	2.4	5.8	
4	1. 1/2tトラック	46-1155	3.4		19.8
5	1. 1/2tトラック	46-1183	3.4	11.5	
6	給食運搬車2号	46-2347	2.8		11.4
7	トラック2. 1/2t4×4カーゴ	46-6429	4.8		31.0
8	トラック2. 1/2t4×4カーゴ	46-6504	4.8	16.0	
9	トラック2. 1/2t4×4カーゴ(2tクレーン付)	46-9569	4.8		32.0
10	トラック4×4ダンプ	47-2395	4.8		31.0
11	サイト用人員輸送車(4×4)	48-0190	3.6		16.5
12	サイト用人員輸送車(4×4)	48-0191	3.6		16.5
13	サイト用人員輸送車(4×4)	48-0192	3.6		16.5
14	サイト用人員輸送車(4×4)	48-0193	3.6		16.5
15	大型救急車(4×4)	48-3113	3.6	9.1	

小計 300.1

合計点数 347.3

基本点数表

項	車 種	車 番	年 式	型 式	適用型式	I 検	M 検	3 ヶ月	6 ヶ月	12 ヶ月	24 ヶ月	クレーン	付加作業	車検時合計
1	業務車3号(4×4)	新潟301さ3872	H25年	DBA-GJ7	GJ7					1.7	2.6		4.6	7.2
2	業務車4号(4×4)	新潟200さ1548	H22年	CBF-TRH228B	TRH228B			2.8		6.5			4.9	11.4
3	小型塵芥収集車(4×4)	新潟800す8925	H28年	TKG-NKS85AN	NKS85				3.3	9.1			7.8	16.9
4	業務車1号(4×4)	45-1123	H28年	DBA-ZGE25G	ZGE25G	2.2	5.4						4.6	10.0
5	トラック1/4t4×4小型業務車	45-3713	H15年	KR-HDJ101K	HDJ101K	2.9	6.8						4.9	11.7
6	トラック1/4t4×4小型業務車	45-3954	H22年	DBA-NT31	NT31	2.4	5.8						4.6	10.4
7	1. 1/2tトラック	46-1155	H14年	BXD30	FRR33	3.4	11.5						8.3	19.8
8	1. 1/2tトラック	46-1183	H27年	XCD30	FRR33	3.4	11.5						8.3	19.8
9	給食運搬車2号	46-2347	H22年	ADF-VWME25	VWME25	2.8	6.5						4.9	11.4
10	トラック2. 1/2t4×4カーゴ	46-6429	H22年	FTS34S2	FTS34	4.8	16.0						15.0	31.0
11	トラック2. 1/2t4×4カーゴ	46-6504	H28年	FTS34S2	FTS34	4.8	16.0						15.0	31.0
12	トラック2. 1/2t4×4カーゴ (2tクレーン付)	46-9569	H22年	FTS34S2	FTS34	4.8	16.0					1.0	15.0	32.0
13	トラック4×4ダンプ	47-2395	H22年	PKG-FSS90S2	FSS90	4.8	16.0						15.0	31.0
14	サイト用人員輸送車(4×4)	48-0190	H22年	PDG-BG64DG	BG6系	3.6	9.1						7.4	16.5
15	サイト用人員輸送車(4×4)	48-0191	H22年	PDG-BG64DG	BG6系	3.6	9.1						7.4	16.5
16	サイト用人員輸送車(4×4)	48-0192	H22年	PDG-BG64DG	BG6系	3.6	9.1						7.4	16.5
17	サイト用人員輸送車(4×4)	48-0193	H22年	PDG-BG64DG	BG6系	3.6	9.1						7.4	16.5
18	大型救急車(4×4)	48-3113	R6年	BG740GBAJG	BG6系	3.6	9.1						7.4	16.5

※点数の根拠は、事務連絡需1第24号、「FAINES、自動車整備標準作業点数表(日本自動車整備商工組合連合会発行)」による

付加作業点数表

項	車種	車番	年式	型式	適用型式	保安確認検査	下廻り塗装	ヘッドライト調整	フロント及びリヤブレーキ清掃(1台)	下廻りエンジン洗浄	フロント及びリヤグリス取替(1台)	フロント及びリヤホイールシリンダーO/H(1台)	グリスアップ	合計
1	業務車3号(4×4)	新潟301さ3872	H25年	DBA-GJ7	GJ7	1.5	1.2	0.4	0.3	1.2				4.6
2	業務車4号(4×4)	新潟200さ1548	H22年	CBF-TRH228B	TRH228B	1.5	1.5	0.4	0.3	1.2				4.9
3	小型塵芥収集車(4×4)	新潟800す8925	H28年	TKG-NKS85AN	NKS85	1.5	2.0	0.4	0.3	2.0	1.2		0.4	7.8
4	業務車1号(4×4)	45-1123	H28年	DBA-ZGE25G	ZGE25G	1.5	1.2	0.4	0.3	1.2				4.6
5	トラック1/4t4×4小型業務車	45-3713	H15年	KR-HDJ101K	HDJ101K	1.5	1.5	0.4	0.3	1.2				4.9
6	トラック1/4t4×4小型業務車	45-3954	H22年	DBA-NT31	NT31	1.5	1.2	0.4	0.3	1.2				4.6
7	1.1/2tトラック	46-1155	H14年	BXD30	FRR33	1.8	3.0	0.4	0.3	2.8				8.3
8	1.1/2tトラック	46-1183	H27年	XCD30	FRR33	1.8	3.0	0.4	0.3	2.8				8.3
9	給食運搬車2号	46-2347	H22年	ADF-VWME25	VWME25	1.5	1.5	0.4	0.3	1.2				4.9
10	トラック2.1/2t4×4カーゴ	46-6429	H22年	FTS34S2	FTS34	1.8	4.0	0.4	0.6	3.4	1.4	3.0	0.4	15
11	トラック2.1/2t4×4カーゴ	46-6504	H28年	FTS34S2	FTS34	1.8	4.0	0.4	0.6	3.4	1.4	3.0	0.4	15
12	トラック2.1/2t4×4カーゴ (2tクレーン付)	46-9569	H22年	FTS34S2	FTS34	1.8	4.0	0.4	0.6	3.4	1.4	3.0	0.4	15
13	トラック4×4ダンプ	47-2395	H22年	PKG-FSS90S2	FSS90	1.8	4.0	0.4	0.6	3.4	1.4	3.0	0.4	15
14	サイト用人員輸送車(4×4)	48-0190	H22年	PDG-BG64DG	BG6系	1.5	2.0	0.4	0.3	2.0	1.2			7.4
15	サイト用人員輸送車(4×4)	48-0191	H22年	PDG-BG64DG	BG6系	1.5	2.0	0.4	0.3	2.0	1.2			7.4
16	サイト用人員輸送車(4×4)	48-0192	H22年	PDG-BG64DG	BG6系	1.5	2.0	0.4	0.3	2.0	1.2			7.4
17	サイト用人員輸送車(4×4)	48-0193	H22年	PDG-BG64DG	BG6系	1.5	2.0	0.4	0.3	2.0	1.2			7.4
18	大型救急車(4×4)	48-3113	R6年	BG740GBAJG	BG6系	1.5	2.0	0.4	0.3	2.0	1.2			7.4

※点数の根拠は、事務連絡第1第24号、「FAINES、自動車整備標準作業点数表(日本自動車整備商工組合連合会発行)」による

2025年度車両純正部品割引率

項	品名	割引率
1	日産純正部品	10%
2	スバル純正部品	10%
3	トヨタ純正部品	10%
4	三菱ふそう純正部品	10%
5	いすゞ純正部品	10%
6	ダイハツ純正部品	10%